

## 就労継続支援（A型）サービス重要事項説明書

あなたに対する利用サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

### 1 事業者の概要

経営事業者の名称	つがる三和会
法人所在地	青森県弘前市大字茜町二丁目1番地2
法人種別	社会福祉法人
事業種別	指定就労継続支援（A型）事業 その他
代表者名	理事長 大井 正清
電話番号	0172-88-8891
法人設立年月日	昭和56年8月

### 2 事業の目的と運営方針

事業指定	指定就労継続支援（A型）事業所 付県知事指令第号1118号
事業の目的	通所による雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労への移行に向けて支援します。
事業所の名称	障害福祉就労継続支援施設（A型） 三和の里
代表者名	施設長 大井 正範
サービス管理責任者名	大井 正範
事業所所在地	青森県弘前市大字三和字下恋塚189-14
電話番号	0172-93-2515
FAX番号	0172-93-2517
事業所運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常に利用者の心身の状況、環境などの的確な把握に努め、利用者及び利用者の家族や成年後見人（以下「成年後見人等」といいます。）に対し、適切な相談および助言を行う。</li> <li>・ 事業所は、自らの提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。</li> </ul>
事業所開設年月	平成19年5月
利用定員	19名

### 3. 施設の概要

#### （1）事業所届出所在地の施設

建物	構造	軽鉄プレハブ造2階建
	延べ床面積	66.00㎡
敷地面積		5,179.68㎡

#### （2）事業所届出所在地を含めた主な設備

設備の種類	室数	備考
訓練・作業室	備考のとおり	園芸用プレハブ1 ビニルハウス4 鶏舎1 羊舎1 資材置用プレハブ1 玉子洗浄及びパック詰め用プレハブ1 休憩用の中・大型バス各1 資材置場（固定資産建物） 管理棟コテージ1
相談室・多目的室	数箇所	園芸用プレハブ二階 ほか各所
洗面所	数箇所	園芸用プレハブ二階 ほか各所
便所	数箇所	園芸用プレハブ隣接仮設トイレ ほか各所

\* 当事業所では、厚生労働省が定める指定基準を遵守し、以上の建物と附属する設備を設置しております。

(3) 職員体制

職 種	員 数	区 分				常 勤 換算後 の職員	保有資格
		常 勤		非常勤			
		専従	兼任	専従	兼任		
施設長	1		0.5			0.5	
サービス管理 責任者	1		0.5			0.5	
職業指導員	1	1				1.00	
生活支援員	28		27		1	1.00	
事務員	1		1				
栄養士・調理員	5		4		1		
計	37	1.00	33.00		2.00		

※1. 厚生労働省令に定める従業者の員数以上とする。

4. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 時 間
事務員	日 勤 ( 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 )
施設長 サービス管理責任者 職業指導員 生活支援員	早 番 ( 7 : 1 0 ~ 1 5 : 5 5 )
	日 勤 ( 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 )
	日勤遅出 ( 9 : 0 0 ~ 1 7 : 4 5 )
	遅 番 ( 9 : 3 0 ~ 1 8 : 4 5 )
栄養士・調理員	日勤 ( 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 ) 外、障害者支援施設三和の里勤務に準ずる。

5. 営業日と営業時間、労働時間

営 業 日 : 原則、年中無休とします。

なお、三和の里グループの障害者支援施設三和の里の行事等により休業させていただく場合がございます。

営 業 時 間 : 09 : 00 ~ 15 : 45

時季または、事業所の都合により、変更となる場合があります。

労 働 時 間

基本的には1日のうち、拘束時間6時間45分、実働時間5時間となりますが、週単位の労働目標時間を30時間とし、利用者の体調等を考慮した利用日や利用時間を随時任意に設定していただきます。

6. 就労継続支援 (A型) 提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス

種 類	内 容
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事業所は、利用者及び成年後見人等からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。</li> </ul> <相談窓口> 施設長 : 大井 正範
訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。</li> </ul>

実習及び求職活動等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共職業安定所、障害者就労、生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着のための支援を行います。</li> </ul>
生産活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産活動等の機会を提供します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①リンゴの他、農業により農産物を生産します。また、農産物の加工を行います。</li> <li>②養鶏の他、動物等の飼育により付加産物を生産します。</li> <li>③上記の他、消費者のニーズにあった商品を生産し、商品化できるよう検討に努めます。</li> </ul> </li> <li>賃金の支払 <ul style="list-style-type: none"> <li>障害の程度を問わず、多少なりとも作業に従事できる方であれば、雇用保険等にも加入し、給与をお支払します。</li> </ul> </li> </ul>
事業所外支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により5日以上連続して利用がなかった場合は、居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時には必要により主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。</li> <li>処方された薬は、利用者の状況により施設長のほか職員が管理します。</li> <li>衛生知識の普及、伝達等により伝染性疾患の感染防止に努めます。</li> </ul>
送迎サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主通勤ができない場合、希望により送迎を行います。</li> </ul>

#### (2) 訓練等給付費対象外サービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連施設における栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> </ul> <p>&lt;食事時間&gt; 昼食（ 12：15～13：30 ）</p>
生産活動等	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産活動を行う上でかかる費用で、利用者自身に負担していただくことが適当であるものについては費用をいただきます。</li> </ul>
就労に向けての支援に必要な諸費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。</li> </ul>
日常生活上必要となる諸経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担していただくことが適当であるものに係る費用をいただきます。</li> <li>①日用共同生活品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費</li> </ul>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事業所では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、休憩時間等における時間帯に、利用者相互の親睦を図るため適宜レクリエーションを企画します。</li> <li>随時、誕生会を開催する他、地域や季節にあった行事を開催し、又は参加します。</li> <li>行政機関に対する手続きが必要な場合には事業所が代行し、利用者及び成年後見人等に報告します。</li> </ul>

#### (4) その他

サービス提供記録の保管	契約の終了後、契約書に定める期間保管します。
サービス提供記録の閲覧	土・日・祝祭日・夏季、冬季休暇を除く毎日10時から15時
サービス提供記録の複写物の交付	複写に際しては、1枚につき20円頂きます。

## 7. 利用料

お支払いいただく利用料はつぎのとおりです。

### (1) 訓練等給付費対象サービス利用料金

基本的なサービス利用料金（1日あたり）

A. 基本単価	589単位
B. サービス利用料金	5,890円
C. うち訓練等給付費として市町村より代理受領する金額	5,301円
D. サービス利用に係る自己負担額 (定率負担) [B-C]	589円

※ [D. サービス利用に係る自己負担額] については別表1に該当する場合、月あたりの負担額が軽減されます。

### (2) 訓練等給付費対象外サービス利用料金

以下については、料金（実費等）をいただきます。

項目	日額	標準月額
E. 食費（基本的な昼食及び全員に提供するおやつ）	600円	18,240円
F. 日用共同生活品の購入（個人に限定しかねる洗剤・トイレットペーパーなど）	20円	608円
G. 日用生活品の購入（作業服等の被服及び歯ブラシ等、個人限定に使用する日用品等）	実費	
H. おやつ（個人的な嗜好によるもの）	実費	
I. 教育娯楽等	実費	
J. その他	実費	

※1. [E. 食費] については下記の別表1に該当する場合、月あたりの負担額が軽減されます。

※2. 食事が不要な場合には、7日前までにお申し出ください。

※3. [F. 日用共同生活品の購入] については通年一律の料金とさせていただきます。なお利用契約期間中においては日額により負担していただきます。

※4. 訓練等給付費の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※5. その他社会情勢の変容又は当事業所運営上の理由により、上記項目（訓練等給付費対象外サービス）の加除および料金を変更する場合があります。

#### 【別表1】

<定率負担・実費負担の軽減措置の対象者（世帯）>

①生活保護…生活保護受給世帯

②低所得1…市町村民税非課税であって障害者又は障害児の保護者の収入が80万円以下であるもの

③低所得2…市町村民税非課税世帯であるもののうち、②に該当しないもの

### (3) 利用者負担の上限管理

利用者負担上限管理額を超える見込みがある場合は、利用者負担の上限管理を行います。

#### (4) 利用者負担金等の支払方法

- ① 利用者負担金等のうち「6. 利用料」に定める〔D. サービス利用に係る自己負担額〕〔E. 食費〕〔F. 日用共同生活品の購入〕については、サービス利用月末に締め、翌月の10日までに請求いたします。請求月の25日までに現金又は金融機関振込にてお支払ください。

金融機関振込の場合の振込先

みちのく銀行 板柳支店  
 普通預金  
 社会福祉法人つがる三和会  
 障害福祉就労継続支援施設（A型）三和の里  
 理事長 大井 正清

- ② それ以外の利用者負担金については都度、実費にてお支払ください。

#### 8. 苦情申立先

当事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 責任者 大井 啓照</li> <li>・ 窓口担当者 施設長 大井 正範</li> <li>・ ご利用日時 10:00~16:00（日曜・祝祭日・年末年始を除く）</li> <li>・ 電話番号 0172-93-2515</li> <li>・ 住所 038-3611 弘前市大字三和字下恋塚189-7</li> <li>・ 苦情受付箱を設置しておりますのでご利用ください。</li> <li>・ 苦情内容について速やかに苦情検討委員会で検討し、解決に努めます。</li> </ul>
弘前市役所福祉総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所在地 弘前市大字上白銀町1-1</li> <li>・ 電話番号 0172-35-1111</li> </ul>
青森県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所在地 青森市中央二丁目20-30</li> <li>・ 電話番号 017-723-1391</li> </ul>

#### 9. 協力医療機関

名称	所在地・電話番号
弘前愛成会病院	弘前市大字北園一丁目6-2 0172-34-7111
健生病院	弘前市大字野田二丁目2-1 0172-36-5181
いわね内科医院	弘前市大字浜の町西二丁目1-5 0172-38-0057
久米田歯科医院	北津軽郡板柳町大字五林平字三宅11-1 0172-77-3230

#### 10. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「障害福祉就労移行支援施設（A型）三和の里 防災計画」により、対応します。
平常時の訓練	別途定める「障害福祉就労移行支援施設（A型）三和の里 防災計画」にのっとり年12回に亘り避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。その他地域で実施する防災訓練に参加します。
消防設備等	事業所に消火器一台設置

## 1 1. 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

秩序の遵守	暴力行為、口論、金品の貸し借り等の他人に迷惑をかけることを行わないでください。
外出	外出の際は、外出届けを事業所へ提出していただき、許可を取ってください。
設備・器具のご利用	施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	喫煙は決められた場所をお願いします。喫煙コーナー以外は全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては、貴重品を施設に持ち込まないようお願いいたします。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。

## 1 2. 虐待防止の為の措置に関する事項

虐待防止の為の措置を講ずる統括責任者を施設長とします。施設は虐待防止を徹底する為、次にあげる事項について助言、相談、指導を行うものとします。

- (1) 当事業所におけるサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為、緊急上やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) 虐待に関する法令・通知を遵守した支援サービスを提供する為、定期的に虐待についてミーティングを行います。
- (3) 利用者の人権意識を尊重したサービスを提供する為、職員の知識や技術の向上に努めます。

